

○ 8 番（山田貴弘）

こんにちは。8 番、山田貴弘です。

さきに通告いたしました 1 項目の行政の役割、行政サービスとは、について質問を行っていききたいと思います。

役場は、住民のために実にさまざまなサービスを用意し実行しています。生活に密接したものから各種イベントまで、その守備範囲は大変幅広く、しかも、そのほとんどが無料か低料金でサービスを受けることができます。好景気が見込まれる時期の事業実施は自由度が高く問題にはなりません、景気低迷時期には財源不足が深刻となり、開成町役場を含めた中での地方自治体を悩ませているのが実態であります。

これまで、最終的には国や県が何とかしてくれると地方自治体は考えてきたのではないのでしょうか。実際問題といたしまして、国は地方の仕事を法律や政省令で示し、補助金などを交付しながら財源を保障してきたため、地方に下請意識が根づいてしまっているのではないかと危惧するところでもあります。経済の仕組みが複雑となり少子高齢化が進む中で、国、県、地方が膨大な借金を抱え財政運営が困難になっている中で、どのように住民の声を聞き生活を支えていくのか、その仕組みを検証することが必要だと考えているところでもあります。

そこで、行政運営のさまざまなサービスを行っていくために欠かせない自治会の状況について、最初に質問をいたします。①協働のまちづくりの推進に寄与する自治会に対する補助金、一括交付金ですね、そのあり方について伺います。②行政連絡員の報酬及びその算出根拠となる世帯割の基準見直しが必要ではないかと思うところでもあります。③自治会未加入者に対する町の対策はどのようなになっているか。以上の内容を通告に基づく質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

山田議員のご質問にお答えします。

議員もご承知のように、町財政はとても厳しい状況にあります。そのため、国や県の補助金は貴重な財源として最大限に活用してまちづくりに生かしていきたいと考えております。町では、地域の要望などを伺いながら、国・県補助事業や町単独事業を組み合わせ、優先度を的確に定めて各施策を実施しております。決して下請的な仕事をしているわけではありませんが、国などの補助金を生かすためには、補助金の交付規程に則した事業の仕方を採用せざるを得ない部分ができるということはご理解をいただきたいと思います。地方分権の流れに沿って町独自の考えによる施策を実施していくことが、今後、ますますふえてまいります。新たな施策に取り組もうというときには、まずは住民と協働して実施したらどのような形になるかということを念頭に施策展開を検討してまいります。

それでは、1 番目の質問、自治会の交付金のあり方について。

町は、法律や条例に基づいて、町民の全てに公平で公正な業務を行っております。一方、自治会は、その地域に活動範囲を限定し、それぞれ主体的に地域や環境に見合ったきめ細かなまちづくりの活動を行っております。具体的には、住民同士の親睦を深める活動や地域住民に対する福祉活動、環境美化、生涯学習、体育の振興、青少年の健全育成、安全対策など多岐にわたる活動を行っております。こういった活動を通じて地域の振興が図られております。こういった自治会の地域活動の総体が、とりもなおさず町全体の振興につながるものですので、自治会活動の推進と健全な運営のために自治会に対して交付金を交付しております。

この交付金は、平成22年度から、それまで所管課ごとに配分された予算によって交付していた補助金を一元化しております。それまで自治会の予算は分野ごとに交付されていた補助金額に応じた形で編成されておりましたが、この一元化で、より自治会ごとの実情に応じた予算配分が可能となります。なお、分野ごとの算定額をお示ししておりますが、これは自治会側からの予算配分の参考にという要請によるものです。まちづくりの基本は地域住民の自主的な自治会活動にあると思っておりますので、町財政が許す限りにおいて、その活動費の基礎的な部分を交付金で保障し、より活発な活動を促していきたいと思っております。

次の行政連絡員報酬の世帯割の見直しについてであります。非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の昭和63年度改正で、行政連絡員会長、区長・会長、年額1万6,000円を行政連絡員会長、年額1万7,500円に、行政連絡員、区長及び自治会長、年額9万8,000円、世帯割290円を、行政連絡員、年額10万7,500円、世帯割310円に改められました。この改正では、報酬額のアップとともに、全ての地区で自治会組織化が完了したことにより区長という名称が削られました。また、それまでの副区長、組長に対する報酬規程は自治会交付金に参入するとして、非常勤職員としての報酬から削られております。その後は、報酬額の改定のみがされてきました。平成13年度には、行政連絡員会長、年額報酬は6万円から6万6,000円に、行政連絡員の年額報酬は25万円から27万5,000円に、世帯割は430円から480円と報酬部分は10%アップ、世帯割部分は50円アップ、その後、改定されることなく現在に至っております。

ご質問をいただいている行政連絡員の報酬につきましては、まずは行政連絡員と自治会長の職務について再整理した上で検討されなくてはならないものであります。現在の自治会長は来年3月には任期切れとなり、各自治会においては新たな役員選出がされているところであります。それにあわせて、来年4月には新しい行政連絡員を委嘱することになります。この問題に関しては、新しい行政連絡員、自治会長とよく協議し、理解をいただきながら検討したいと考えております。

次の自治会未加入者への対応策について。

自治会加入率は、平成23年度は81.7%だったのに対し、平成24年度は80.9%と0.8ポイント低下しました。一番大きく加入率の低下したのはパレット自治会ですが、四番館への入居が始まって間もないときの調査結果であり、徐々に加入世

帯がふえている状況はあります。まちづくりの基本は自治会にあり、自治会が地域に住む方々の最大限多数の意見により運営されていることは大切と考えております。自治会加入率の向上は、町にとって大きな課題であります。

加入率の向上のためには、まずは、それぞれの自治会が地域住民にとって魅力のある活動をしており、良好な環境を維持し向上させていくために自治会の存在は大きいと住民の皆さんに認識されることが大事であります。町としましては、自治会活動費の財源のおおむね20%を助成しており、これと自主財源を合わせて、それぞれ工夫し、より地域住民にとって魅力あるものにしていただきたいと願っております。

さらに、開成町へ転入される方には、届け出窓口で自治会に加入してくださいというチラシを渡して加入を促しております。このチラシは転入場所ごとに、それぞれ自治会長宛ての転入通知表を兼ねたものになっております。加えて、「広報かいせい」6月号で「自治会に加入しましょう」の記事を掲載いたしました。自治会が未加入者への働きかけをする際には、この記事も参考にさせていただきたいと考えております。

自治会長連絡協議会では、一昨年度に加入率向上に向けた取り組みについて検討されましたが、有効と思われる手段を見出すことはできませんでした。個別の自治会でも、加入促進の取り組みを積極的にされているところがあります。例えば、未加入者はアパート住まいの单身者が多いと分析をされ、大家さんと交渉し一括加入などの道を検討されたりしております。このように、町、自治会長連絡協議会、個別の自治会も検討、努力を続けておりますが、今後も知恵を出し合い協働して加入率向上に向けた取り組みをしていかなければならないと考えております。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

ただいま、町長より答弁をもらったところであります。

それでは、①に対しての一括交付金について、協働のまちづくりの推進に寄与する自治会に対する補助金ですね、一括交付金について、再質問したいと思います。

この一括交付金についての財源の歳出のやり方については、理解し、自由度もあり大変いい方式だというふうに私も思うところであります。しかしながら、地域で異なる課題解決に向ける予算の組み方の中で、要するに、今年度については住民の要望、こういうところの施策、ああいうところの施策に力を注ぎたいのだよというような要望があると思うのです。しかしながら、一括交付金というのは全体の大きな金額の中で交付されているため、やはり、行政側が口では言うのかもしれないのですが、自治会長を初めの中で、自治会ですね、なかなか、そこら辺の機敏とした連動性というのは難しいというふうに私は思っているところなのですが。その中で行政からの情報提供だとか指導なんかは、この予算を組み上げるというのですか、その中で、指導をどのようにされているのか。

その点を1点、お聞きしたいのと、あと協働のまちづくりの推進に寄与されている

とされている自治会、また、それをサポートするための職員による自治会サポートというのがあるとは思うのですけれども、そのメンバーの参画というものは、どのようにされているのか。その部分、現状で、どのような状況になっているのかというのを、成果を含めた中で、この場で情報提供してもらいたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（加藤順一）

お答えいたします。

最初の自治会さんがそれぞれに予算を組み上げる際に、その時々に応じて特に力を入れたいといった場合の予算の組み方、そういったことにつきまして、端的に申し上げまして、私どものほうは、それまで、議員ご承知のごおり、区分しておいたものを一括にしたよと、その趣旨は十分にご理解いただきたいと申し上げているところでございます。今まで何々の区分だったら幾ら、何々の区分だったら幾ら、これはあくまでも参考ですよと、こういう形の中で申し上げているといったところにとどまっているところでございます。あくまでも、自治会は決して町の下請ではございませんし、また、みずからいろいろなことを工夫されて検討されてつくっているところでございます。それに対して予算の組み方をご指導するというのは、また違う部分というふうに思っているところでございます。

次のサポーター制度でございますけれども、サポーター制度、自治活動応援課ができましたことで、このサポーター制度の性格というのがちょっとわかりにくくなったとは思っておるのですけれども、今現在、自治会長さんからサポーター制度についてのご要望であるとか苦情とかというのは、24年度、自治活動応援課に参りましてから、お伺いしたことはないというふうに思っております。一部の自治会のイベントにはサポーターとして参加しているということは継続しておりまして、地元の役員さんからは公式にも非公式にも好評をいただいているところでございます。

実は昨年度、昨年度の前自治会長さん、現自治会長さんでアンケート調査を行ってございまして、22人の方からご回答いただきまして、81%の方からはサポーター制度はよい制度であると、「よい制度」、「ややよい制度」と評価されているところがございます。逆に、職員側から同様のアンケートをいたしますと、「余りよい制度ではない」、「よい制度とは考えない」というようなところが78%と、逆の結果が出ているという現状がございます。自治会さん側のよいと思う理由につきましては、イベントなどの際にいわば人足的な部分に期待されておりましたり、自治会の会議に出席したら説明してもらえらるからといったところで、たまたま担当者がサポーターの場合はよいですが、担当外の案件の場合、どうなのかなといった、制度の趣旨とは違うところで期待されているといったところも見受けられます。自治会さんがサポーターにどのようなことをお望みなのか、それは趣旨に照らしてどうなのか、制度に照らしてどうなのかなといったところをよく勘案しまして、この制度を進化させていければいいかなというふうには考えているところです。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

今、課長より答弁がある中で端的に自分が感じたのは、自治会をサポートする制度の、職員が出向いて、機能していなかったというふうに捉えていいものなのか。また、一括交付金の中で補助金を出す中で、それは職員がいて「ああだよ、こうだよ」と全部をやる方がいいとは自分は言っていない、当然、交付金で出しているのであるからこそ、自由度を増すために自治会さんが自由に使うというのは、これは当たり前のことなので、そういうことを自分は言っているのではなくて、やはり行政というものは何かという、どういう仕事をするのかというのをまず基本姿勢として持ってもらいたいのです。

お金を出したから「あなたたち自由にやりなさい」というあれで、片方では協働のまちづくりをうたいながら、自治会さん、今、これは限定してしまっているのですけれども、各種団体にお金を交付したから「あなたたちがやるのは当たり前でしょう」というような考え方はやめていってもらいたいという。やはり事業を実施する中で、サポートするものというものが物すごくあると思うのです。それは、出向いたところでちょっとした投げかけ、その言葉を、「こういうふうにやったら、うまく手続きができますよ」というのが行政の仕事であり、サポートしなければいけないところなのです。それを含めた中で、自治会さんに何でもこういうふうにするというのは、これはもう協働のまちづくりの中を推進する中では本末転倒になってきてしまいますので。

我々住民の立場からすれば、逆に、そういうような職員に給料を払うのだったら、1人でも2人でも削減をして、その財源を、要は自治会でも何でもいいです、団体に補助をして、歳出して有料で誰か業者を雇うとか専門の事務員を雇うとか、そういうふうにしたほうが全然効率がいいではないかというような考え方になってしまいますので。やはり基本姿勢となる行政職員というものはどういうサービスを住民にやらなくてはいけないというものに、まずは基本姿勢を持っていかなければ、これからのまちづくりというものができないので。やはり、我々住民も職員を物すごく頼りにしているのです。

今、アンケート調査を数値的におっしゃられましたが、やはり、これ自治会さんに行くといろいろなことを言われるから嫌だよ、それもわかります。ですけれども、それを乗り越える何かが必要ではないかと思うので、単なるイベントに参加して物事をやっていくというのは、これは人が足りていますので、逆に要らないという。やはり内部の部分での振興の部分というのが一番重要で、町の未来、また現状で起きていることを把握しているのは自治会さんよりも行政さんのほうがプロなので、行政職員さんのほうが、そういう部分で参画することによって、そこら辺の知識が住民に公表されるという部分になりますので。そこら辺の自治会のサポート制度について、冒頭に申し上げましたように、何かやっていないような感じの答弁に聞こえたのですけれ

ども、その点について、もうちょっと踏み込んだ中で答弁を欲しいのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（加藤順一）

お答えします。

我々行政職員につきましては、ただいま質問の中にもありましたとおり、行政のプロとして日々、それぞれの業務に携わっているわけでございます。それで、地域においていろいろな活動をする際に我々を頼りにしていただきたい、それは、ある意味、持っているところでございます。ただ、その主体がどこにあるのか。我々のほうが積極的にリードしていくといったところがいいのか、または地域の皆さんが何かをしたいのだといったときに、我々行政のほうが、では、こういったことはどうでしょうかとアドバイスをすると、そういったところに考え方のちょっと違いがあるのかなと思います。

自治活動応援課、町といたしましては、地域の活動がそれぞれにおいて何をやりたいのだ、何をやりたいのだと、そのときに、ちょっとここら辺のところがよくわからないよ、そういったときに、どういう手続があるのか、そういったところに注意しなくてはいけないのか、そういった部分については、サポーターなり、また私どもの自治活動応援課なりが十分サポートしていきたいと。あくまでも主体は地域にあって、それをサポートする側に。主役は住民であり地域でありと、そういうふうなところを考えているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

それは、わかっています。それはわかっているのですけれども、やはり今、町長答弁の中でもあったのですが、町は法律や条例に基づいて町民の全てに公平で公正な業務を行っている。これは自治会さんだけではなくて、町民全てに対して、ある意味、税金を使いサービスを提供しているというのが現状だと思います。しかし、地元に戻り、いろいろな活動を見ている中では、やはり自治会さんなしには運営ができないというのが現実だと思うのです。その部分の中で、協働、協働といって何でもこういうふうにするのではなくて、そこら辺の現状を踏まえた中で、どう行政職員としての役割があるのかというのに立ってもらいたいのです。財源をやっているから、やるのが当たり前ではなくて、一緒にやるのです。要するに、行政も参画した中で一緒に行動にやっていくというのが基本であると思いますので。

我々も当然、これは考え方を変えなくてはいけないところが多々あると思います。いろいろな諸課題について、何でも行政が解決するのだという考え方を持たれている方もいると思うのですけれども、どちらかが垣根を下げて溶け込んでいかなければ、

これはお互いに言っているけれども進まないと思うのです。進まない中で協働のまちづくりを推進したところで前進しないので、その部分をやっていかなければ、本当に先々、どんないい、この後に総合計画の問題が出てきますけれども、いいものを文面で打ち出しても、共通理解がなければ進んでいきませんので。自治会さん、任意団体というのですか、建前上は町民全体と言っているけれども、やはり自治会さん頼りにしている部分があるので、やはり、その部分を強化していかなければいけない。

もし職員のほうのサポートがままならないのであれば、これは財源を出さなければ何もできないのです。でも、今、先ほど答弁の中でもあったように、20%という一括交付金の中で財源を交付しているところですが、その部分の20%がいかどうかという問題も入り込んでいかなければいけないという部分があります。いろいろな活動をする中で町長と話をするときに、自治会さんというのは貯金があるからね、貯金をまずは使ってもらってという、人の財布の中身を表現して財源があるではないかという言い方をするのですけれども、それは今までの自治会さんがためてきた資金なので、逆なのです。それは、今、例えば、事情が財源がないときにお願いをするという中で、その財源を使ってくれないかならわかるのですけれども、それがあから削減をしているのだよというのは、これはよくないことなので、やはり理解を持たせるためには、その部分、財源の部分、もう少し。

まずは、もとに戻すという。もとに戻す中で、やはり付加価値をつけていながら協働のまちづくりに参加していってもらおうということを私は常日ごろ思っていたのですけれども、タイミング的に総合計画の見直しがあるので、また、3月に向ける予算編成があるので、ここであえて質問させてもらっているのですけれども、そこら辺の財源の問題も含めた中で答弁をよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

どうも山田議員の言うことはわからない部分がたくさんあるのですけれども、私は、自治会を基本的に、まず下請機関なんて思っていません。私は自治会出身ですので、自治会長経験ですので、よく自治会のことはわかっていますし、そのときも町からいろいろお願いされることはわかっています。わかっているけれども、それを下請機関と思って私はやっていませんでしたしね、当時も。今も、町長になって、自治会を大切にやっていきたいと思って、町長の方針というのは一番基本的な方針で自治会活動を支援していくことが開成町の元気になると、これは本当に根本で思っていますので、自治会をもちろん下請機関なんて思っていないし。

今、貯金の話も出しましたが、各自治会がお金を持っているから削減しているわけでもないし。削減は、リーマンショックの当時、町財政もありますけれども、3割カットというのは、そのとき町も大変厳しいし、今の現状においても、まだ財政状況で収入はアップしていませんので、また我慢してくださいというお願いは自治会長の皆さんにはさせていただきます。させていただきますけれども、預金があるという

のは、当時と今は何が違うかという話なのですけれども、当時は、自治会の貯金というのは、例えば、自治会館を建てたときに、下延沢の例で言わせていただければ、いろいろな寄附を集めたりして、自治会の負担以外に、その後、維持管理していく部分において大規模改修とかが起きたときに必要だろうということで、ある意味、貯金しておいたのです。それが今度は指定管理者になりましたので、自治会館の大規模改修ほか、そういうときは、これから町が全部負担してやりますよと制度が変わったわけではないですか。それは、過去の自治会の皆さんが一生懸命、お金を切り詰めてためていた部分はわかります。それを、お金がないから使ってくださいということではなくて。

先ほどの一括交付金と同じです。今まで、町は、福祉に対してはこれだけの基準の中で幾らやります、体育祭に対してはこれだけと、細かくお金を出すことによって、それぞれの報告書みたいなものを出さなくてはいけなかったのです。それをしなくて済むように、基準の算定としては出していますけれども、一括で出すことによって、この自治会においては福祉に対して力を入れておきたいというときには、ほかの部分の補助金のお金を使っても構わないということなのです。それはわかっていると先ほど言われましたけれども、そういうことで、一括交付金というのは自治会の中で自由に使ってくださいと。使いやすい制度。町も国から、我々がそうではないですか、いつも、補助金の紐つきの場合は、いろいろな制限があって自由に使えないと。それがわかっているからこそ、町は、今度は自治会に対して、そういう制限のない自由な使い方をしてほしいと。3割カットをまだ戻していませんけれども、そういう中でお願いをしている部分であって、その辺は誤解のないようにぜひお願いしたいと思います。

サポーターの件なのですけれども、これは職員の皆さんから見る見方と自治会長の皆さんから見る見方は、今、アンケートの結果で違いますけれども、我々は自治会の皆さんに、町の職員全体が自治会に対してサポートしていける部分の制度として取り組んでいますけれども、まだ機能していない部分というのはあります。ありますよ。ありますけれども、意識として全職員が、開成町は自治会に対して、どのような形であれ、職員一人一人が関与できるような形として今、考えている部分であって、まだ進化形だと思っていただきたいと思います。これから全職員が、どういう形であれ、各担当の自治会に対してサポートしていける、また意識として職員も持っていていただけるように我々が職員に対して教育をしていきたいと思っておりますので。

まだできていない部分においては、確かに、そのとおりだと思いますので。その辺は、職員から見る見方に対して、制度として上からこういうふうになさいよと言っている部分において、職員の意識が低い部分はあると思います。そうではなくて、開成町は基本は自治会を大事にすると、全職員に対して、その意識がまだ浸透していない部分だと私は思っていますので、それは浸透させていきたいと思っていますので、ご協力をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○ 8 番（山田貴弘）

町長答弁より、自治会の重要性というものは、今、答弁された中で、また自治会に対するサポート制度というものは、今後については研究し進めていくところで答弁がありましたので、そこら辺については理解いたしました。ぜひ、それは進めていってもらいたいと思います。

細かい数字的、数字というか、一括交付金の中で補助金の問題です。例えば、今後について、上げる気があるのか、ないのかというのを、まず、ここで表明というか、お答えをもらいたいのが一つです。それはなぜかという、自治会の運営というものは、やはり自治会に加入する人たちがそれなりの会費を払って運営しているというのが実態です。交付金なんていうのは一部分の部分で、でも、実際、活動する中では、行政側から投げかけられて活動する部分もすごく多い部分があるので。

それが多いか少ないかというのは別問題として、仮に今後、20%を、もとに戻すという表現ができるかどうかかわからないのですけれども、プラスアルファで考えていくよという場合なのですけれども、一括交付金は交付金で置いておいて、また別に、例えば、あなたの地域は高齢者の方にはちょっと手だてをしてくれないかとか、例えば、駅前のほうなんかは子どもが多いので子育て制度にこのお金を使ってくれないか。ある意味、条件付きの予算を配付するという、要は、二本立てですね。一括交付金にプラスアルファをするようなやり方の中で、行政のプロとして調整を図っていく。要するに、クレームが来て、また要望が出て動くのではなくて、これは行政のプロなので察知する。した中で年度を進めていくというような施策展開ができないか。ある意味、誘導みたいにはなってしまうのですけれども、そのような制度によって運営を補助される予定があるのかないか、そこら辺をちょっと明確にしてもらえれば次の質問に行きますので。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（加藤順一）

まず、20%を保障するというわけではございません。平成23年度の自治会の歳入決算総額ベースでは、自治会交付金が約20%に相当したよといったところでございます。平成23年度は林野一部事務組合からの交付金等が平年より多く入っている年でございまして、そもそも配分金の恩恵を受けていない年もしくは自治会につきましては、交付金の歳入に対する割合は、もうさらに高くなっていると。決して20%保障してどうだという話ではなくて、20%は、たまたま決算ベースで言うそうだったということでございます。

交付金のところ、決して、どこの部分に使いなさいという縛りはかけないといったところにつきましては、お話のとおりでございます。

それで、自治会交付金の30%のカットの部分について、若干補足させていただきたいと思うのですけれども、いつの時点かというとのは、正直、言明は、今、この段階ではできません。既に11月の自治会長会議で、先ほど町長が申し上げましたとおり

平成２５年度も継続させていただくと、法人で収入が回復したら戻すといった説明をされて、自治会長さん方からご理解をいただいているところでございます。

さらに、若干、説明を加えさせていただきますと、そもそも３０％といったところでございますが、２１年度の財政状況によりまして自治会交付金につきましては総額で３０％、決算ベースで正確に言いますと２８．４％の前年から比べましての減額が行われました。実は、その際に、財政状況が逼迫しているからとは全く別の次元で自治会交付金のあり方というのが別に検討されておりました。その検討結果の反映が財政状況逼迫による減額と同時に行われてしまいまして、それが合わせて３０％でございます。ということで、平成２０年度の構成ベースで言えば、５５．５が先ほど申しました見直しによって減額となった部分でございます。４４．５％分、構成割合で４４．５％分が財政状況により減額した対象となっておりまして、戻す対象となりますのは、構成割合で言うところの４４．５％という部分になるかと思います。

いずれにしても、ここら辺のところ、さらに２２年度から、それまで総額が決まっております、それを配分していたという部分が、世帯割等が導入されまして、世帯がふえれば自動的にふえていくという制度に変更になってございます。単純に戻すといったことはできませんので、そういった時期になりましたら自治会長さん方と一緒に研究させていただかざるを得ないという状況がございます。

あと、最後にありました、例えば、町が交付金によって自治会さんの仕事を誘導していくというような部分に近いお話をいただいたかと思うのですが、今現在、交付金につきましては加算分という部分がございます。今、用意しておりますのが、災害支援であるとか、安全対策に係る団体さんを自治会さんの中でご用意されているところには加算をしているといった制度がついてございます。それを、例えば、行政分野にかかわるものがあれば、そういった加算部分について検討するということは可能であろうかと思いますので、その部分につきましてもトータルな話の中で、新たな自治会長さんたちとご相談しながら、また町としてはこういったところに力を注いでいきたいのかといったところをよく検討しながら進めさせていただければと思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

後半の部分で。今の山田議員の提案だと、反対に町が自治会に強制しているように私は受け取れるのですけれども。基本的に、今回、来年度、２５年度から開成町の総合計画が始まります。総合計画をつくるに当たっても、いろいろな町民の皆さんの意見を聞きながら、議会の皆さんに聞きながら、これから審議させていただきますけれども、各自治会をまちづくり集会などで回らせていただいて、いろいろな今後のまちづくり、開成町の進むべき方向を説明させていただきました。それにあわせて、一緒に自治会の皆さんとともに、この１２年間、歩んでいきたいと思っております、実は。

そういった中で、自治会は独立しているのです、実は。私が思うには、各自治会がそれぞれの地域ごとに、自分は福祉分野が得意だという自治会もあるのです、防災で一生懸命やっている自治会もあるのです。全てが全部できる自治会というのは、それはなかなか難しい、私は無理だと思います。人口構成も違うし世帯数も違うし。そういった中で、その独自性は、その地域の中で地域の中の人たちが考えてやっていくことだと私は思います。それを尊重しながら支援していくのが行政だと思っておりますので、町が、先ほど山田議員が言われたように、誘導的なやり方で補助金でとは全く思っておりません。

財政を3割カットしておりますので、本年度、新しく取り入れたのは10万円の補助金。新規事業に対して、新しくこういうことをやっていただけるということに対して10万円の補助金を出したという意味は、それに対して積極的に自治会で新規事業をやりたいというところにお金を出すと、支援していくと。そういう意味の新しい新規事業で今年度やらせていただきましたので、そういう意味で、足りない部分においては大変な部分がありますけれども、できる部分において新しく条例をつくったというのは、そういうことであります。できれば早く法人税が今までどおり戻っていただければ3割は戻したいと私は思っておりますので、それまでは、やはり町と一緒に厳しいところは厳しいと説明をしながら我慢していただきたいなと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

何ですか、誘導というか、それは言葉が悪いのですけれども、一括交付金に対しては自由度がある、自治会さんで考えてもらうというのが基本です。それは、行政側から「これをやるよ」という言い方ではなくて、一括交付金は交付金と考えてもらって、そのほかに地域に合った施策があるとき、問題があるときに、いち早くサポーターが誘導するというのですか、そういう部分で力を出すという部分が重要でありますよという。その事業を行うのに対しては、人的な問題は自治会さんをお願いするというのが大前提だと思うのですけれども、また、やらなくてはいけないと思うのですけれども、要は、財源的な問題のフォローアップをその部分で考えていけば、より充実していくのではないかなというふうに。

ただいま町長答弁の中で10万円の補助をするという条例をつくったということでは、これは大変評価しているところです。だから、今、この条例を、ある意味、サポート制度、職員が中心となって、こういう制度があるよ、では、こういう事業をやりたいかったら、こちら側の条例のほうを使って補助申請をしてみたらどうですかというような、ある意味、誘導ですよ、その部分で言う。施策の方面もあるのですけれども、そういうものをやっているのですかという問いかけの中に、恐らく、やっていないと思うのです。だから、そのところで、行政の役割というのは何かというものが一番重要であり、その中で当然、財源の担保がなければ前に進みませんので、

そこら辺のほうの強化をしてもらい財源確保をつけていってもらいたいという。あくまでも、リーマンショック後に景気低迷が続く中で、法人税が上がらなかったら予算が上がらないよという縛りをつけるのではなくて、自治会さんの重要度というのは我々を含めた中でもわかれていると思いますので、ぜひ、そこら辺は柔軟に対応して、やらなくてはいけない施策に対しては税金投入をしていくという考えの中で運営の指導をしていってもらいたいと思います。

一番わかりやすいのは、第四次開成町総合計画の総括として各種目の達成度を掲げている資料をもらったのですが、これを読んでいると、見させてもらっていると、例えば、自治会ホームページ開設率というのは、目標は100%だったのが、現状、24年度末見込みでは38.5%。これはバツ印が評価の中でついているのですが、担当課は企画政策課というふうに書いてあるのですが、早い話が、パソコンを宛てがえて「あなたたち、やりなさい」と言っているようなものなのです。だから、そのところで、もし中心になる人たちがパソコン教室に行かなくてはならないのであれば、財源を落としてあげればいいではないですか。その中で、そのかわり、あなたは各住民の方にホームページのやり方、パソコンの使い方を教えてくださいよという条件を与えれば、こんなものは進むのです。だから、ここで言いたいのは、行政が踏み込んだ中で、どう入り込むかというところが重要なので、それを含めた中で自治会さんをサポートしていってもらいたいと思います。ここは、今、事例でちょっと出させてもらって、企画政策課、本当にすみませんけれども、ご理解のほど、よろしくをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

副町長。

○副町長（小澤 均）

自治会に対する交付金の関係のお話もそうなのですが、基本的には、まちづくりを進めていく上で協働事業をどういうふうに進めていくのかということだと思います。開成町の場合については、従前から、協働というところの中では、核的には、やはり自治会がそれぞれしっかりされて独自の活動をずっとやってきていただいているところがあります。それを要は母体として、それぞれの地域づくりを進めていくということが協働推進をしていくときに一番効率的ではないかということが、まず協働を進めていくときの絵を描いたときに議論としてはありました。

それは、そういった形で、では、従前からの、先ほど来、言われているように、各分野ごとの行政からの、例えば環境ですとか生涯学習ですとか防災ですとか、そういった分野の中で、行政から一方的に「こういうことを協力してください」というやり方が以前からずっとあったというものがあります。ただ、それを受け入れる側の自治会さんのほうでは、そうはいつでも、なかなかよくわからないよと、どういうふうに事業を起こしていいのかわからないよということが、さまざま、その時点であったと。ただ、あった中では、具体的に分野別の、例えば、所管ごとに行政のほうから、とりあえず、こういうことに取り組みをしてくださいということの導きをした中で進めて

きたというふうな、いわゆる協働の創世記みたいな部分では、自治会を、もともとあるものを有効に活用していく。その中で活性化をしていくために、行政から、こういうことをどうですか、ああいうことをどうですかということの投げかけをして取り組みをしてきたというふうな時期があったと。

そういう時期から、今の自治会さんの活動を見ると、それぞれ自主的に自立した活動がかなり活発化してきているという状況はあると思います。そのところを、お金の関係もそうなのですけれども、使い勝手がいいような形で、うちは子どもの数が多い自治会だとか、うちは子どもの数は少ないけれどもお年寄りが多いからみたいな、そういう特徴を生かしたような自治会活動を推進していただくということが、町全体の協働の推進の中で総体的に特長を生かした独自性のある協働推進ができるというところにも結びついていくわけですから、お金の使い方については、従前型の分野別の交付ではなくて、一括化をして、こういう事業に手を挙げていただくというところについて重く手厚くしていただくという、システムとしては、そういうふうな改善をしました。

また、それに加えて、それ以外でプラス独自のものを有志が集まって活発化していきたいということの中で取り組みをする部分については、10万円の町民活動の支援事業ということの新たなメニューを立ち上げて対応してきたということがあります。今後、それをどういうふうにしていくのかということを見ると、やはり活発化していくということと、あと地域の自立化を促していくということは、行政側だけで考えるべきことではなくて、当然、自治会さんのほうの主体性を尊重しながら進めていかざるを得ないと。いかざるを得ないという言い方は失礼なのですけれども、当然、いくべきだというふうには思います。

各自治会の中で、先ほどのお金の部分も含めて、自治会長さんが変わるタイミングで、これから各自治会の中で次年度の予算の編成ですとか事業計画を立てられるときに、サポーターという役割がいいのかどうかわかりませんが、行政のほうに相談をいただいた中で、では、来年度はこういうことを推進していったらどうかみたいな促しの場面が、相談的な窓口を自治活動応援課として持って、各自治会さんのほうの活動を活発化していく、推進していくというところの助力というか支援というか、そういうところが今、一番求められているのかなと。それを受けられた自治会さんのほうで生きたお金を有効に活用していただくと、それが、一番必要な部分なのかなと。

カットしている部分については、要は、こういった景気が低迷する中で、自治会さんだけをカットしているわけではなくて、さまざま助成団体については同じような協力をいただいているという部分もありますので、先ほど町長がお話ししたように、景気が回復すれば、当然、自治会の部分についても、もとに戻すということは定かではないのかなというふうに考えています。自治会長さんの会議の中でも、そういうお願いをして一定の了解をいただいたといったこともありますので。こちら側として、お金の部分だけではなくて人的な部分で支援をしていきたい、協力していきたいという

ことは当然あるわけで、ただ、それを一方的に行政のほうから押しつけられるということでは、それはよろしくないのかなというふうに思いますので、それは自治会長さんとも相談をさせていただきながら、必要な部分で支援をしていくということが望ましい姿としてはあるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

理解いたしました。

それでは、自治会をサポートしていく意味の中で大変重要になる、また多忙になる業務を行っているのが設問2の中で述べている行政連絡員さんの部分を示すのではないのかなという。町長答弁の中で聞く中では、聞いている中では行政連絡員イコール自治会長というような形で聞こえます。しかし、我々の認識、我々というか議会の部分ではわかるのですけれども、住民の方々というのはなかなか理解できない部分がありますので、双方の役割というものをどのように行政側では考えているのか。

当然、自治会の活動というのは重要でフォローアップしていかななくてはならないのですけれども、行政連絡員という、報酬をもらってはいるのですけれども、非常に役割が多くて、報酬条例なんかを見ていると、先ほど答弁でもありましたように、年額27万5,000円プラス世帯割が1戸当たり480円という答弁をもらっているのですけれども、職員と比較すると非常勤職員に匹敵するぐらいの仕事をしているのではないかなというふうに思っているところでは、報酬が少ないのではないかなという。逆に言えば、もうちょっと報酬を出して、自治会長さんがそのままやるのではなくて、何か違うようなシステムを考えながらやっていき、自治会長さんと行政連絡員さんがともにやっていくようなシステムなんかも検討していかななくてはいいのかなという。

これ、当然、相手がいますので、ここで「ああだよ、こうだよ」というのは、投げかけをして、関係者、当事者の方々の意見も聞いていかななくてはいいのですけれども、私が見る中では、もうちょっと専門性を持たせていったほうが、要するに、報酬アップをして非常勤扱いぐらいの部分に持って行ってやっていったほうがいいのかなという部分を感じていますので、そこら辺の答弁を、まずは行政連絡員さんの位置づけと自治会長さんの位置づけというのは、どういうすみ分けをされてやっているのかというのと、報酬部分で、非常勤職員に匹敵するような形の仕事をしていますので、そこら辺の見直しなんかも今後、前任者なのか、今後やられる方なのか、そこら辺での検討をぜひしてもらいたいと思うのですけれども、そこら辺の答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（加藤順一）

ただいまのご質問でございますが、町長答弁に触れました行政連絡員報酬の平成13年度改正、これに先立ちまして行政連絡員・自治会長のあり方検討会というのが設けられました。メンバーは、当時の前自治会長さん、それから、その当時の現自治会長さんから2人ずつ、それから中立的なお立場の方、それから当時の助役、6人で構成されて検討されたわけでございますが、その論議の中では、自治会長さんと行政連絡員さんが、役割といいますか、そこら辺を特段区別されずに、自治会長としての職が大変だと、自治会長さんのなり手が少ないのだよと、また、それから自治会長さんにいろいろ会議等に参加していただく回数等々、そこら辺のところが検討の対象となりまして、自治会長さんとしての職が大変だという中で行政連絡員の報酬がアップになったというような経過がございます。

簡単に言いますと、自治会長さんと行政連絡員さんの役割を公式な場で区別しているということは、今現在、されてございません。という中で、さらに申しますと、こういった部分を、さきの検討の中ではあり方の検討会が設けられました。現在の自治会長さん、今、役員改定の中で、行政連絡員の報酬等々も、もしかしたら次のなり手さんをお探しの際にお話しになっている部分もあろうかと思えます。新たな自治会長さん、行政連絡員さんは4月1日には委嘱することになりますけれども、そういった方たちとご一緒に、行政連絡員とは何で自治会長さんとは何で、その役割を区分したらこういう形になるよと。場合によっては、そうすると、それぞれに適切な報酬、ないし自治会長さんの部分については報酬とはなりにくいのかなとか、行政連絡員さんはこうだよというようなことが検討されなくてはいけないのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

大変時間がなくて、1時間たつのが本当に早いですね。

絞り込んでいかなくてはいけないのですけれども、要するに、行政連絡員さんの仕事というものを自治会長さんプラスにしていくことによって、ある意味、表向きでは自治会長さんなのだけれども、役割が物すごく自治会長さんのやり手がないというような部分もありますので、そこら辺の部分で、行政連絡員さんプラス自治会長さんではなくて、例えばの話、副会長さんが行政連絡員に入って、それは内部の話なのですけれども、この場でこういう議論を言っているのかは別としても、例えば、副会長さんは行政連絡員で有料でやってもらって、その知識をもとに今度は会長に上がるとか、そういうようなものを議論していくような行政のサポートが必要ではないのかなという。

やはり、現状では無理やりやらされているというところもありますので、これは、もう任期、これで今、変わる中で、自分もいろいろな役をやっている中で、自分の地元では選考委員に入っているというところで、なかなか次の自治会長さんが決まると

というのは決まりにくいところがありますので。行政職員の皆様方と情報を共有し、現状で町に何が起きているかというものを理解しながら自治会というものをレベルアップしていかなくはない部分があるので、その部分については行政連絡員イコール自治会長ではなくて、そこら辺のシステムの見直しを今後する中で、関係者の皆様方の英知を募って、よりよい協働のまちづくりを推進していただきたいと思います。うのですけれども、そこら辺を含めた中で検討を今後、お願いしたいと思いますけれども、あと残り少ないのですけれども、答弁がありましたらよろしくお願いします。

○議長（茅沼隆文）

自治活動応援課長。

○自治活動応援課長（加藤順一）

議員のご質問は、結局のところ、自治会長と行政連絡員の役割というものは区別されるべきであると、そこが今、前提でお話されているかと思います。先ほども申しましたとおり、現状、公式の場で、それが区別されたようなご説明は今のところされていないところでございますので、議員のご質問の趣旨も踏まえた中で検討させていただくことは新たな自治会長さんたちと行政連絡員さんたちとご相談させていただければと、このように考えます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

そこは相手がいるので、自分が言ったからどうのこうのではなくて、やはり話し合いを持つということが一番重要なので、ぜひ、その点は進めていただきたいと思います。

もうちょっと時間があれば、切り崩した中でいろいろな次の展開があったのですが、質問の題目でもあります行政の役割、行政サービスとは何かというものを振り返っていただきたいと思います。これは自治会長さん、行政連絡員さんの話になって終わってしまっているような感じになってしまいますけれども、やはり現況における職員の皆様方が、どのように協働してまちづくりを進めていくかということが重要なので、その部分の資質向上をしていただきたいと思います。

今、日本国家における中では、地方自治体を含めた中で、財源に限りがあるというのは言うまでもないというのはご承知だと思います。その中で、例えば、ここら辺の1市5町、足柄平野を見たときに、開成町が発展的にまちづくりを進めていくときに、税金投入をしていろいろな施策、子育てに対する補助だとか高齢者に対する補助だとか、いろいろな施策を展開しながらやるというのは、財源の問題があるのでやはり無理があると思うのです。その中で、他の市町村との差別化を図るのにはどうしたらいいかというところに振り返っていただきたいと思います。

それには、そういう財源を使った中で、隣の町は何歳児まで補助がありますよ、何歳児まで補助がありますよと、そんなような競争をしているのは今までの時代なの

です。開成町は、町民と向き合い自治会長さんと向かい合いながら住民対応をしながらまちづくりをしていき、町民が開成町に住んでよかったと思えるような行政サービス、また、役場の窓口に来て対応された方の受け答えで「いや、本当によかった、開成町というのは」というふうに思えるような、対等に向き合ってやっていてもらいたいというふうな気持ちがありますので、何でもかんでもお金で解決するということを行っているのではなくて、そこら辺の職員の資質なんかも向上に努める中で、サポート制度の充実というものを、ぜひ、これは力を入れてやっていてもらいたいと思います。

以上です。